

福岡医発第 1599 号（地）  
令和 2 年 9 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松 田 峻一良  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の  
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつきましては、本年 8 月 25 日付（福岡医発第 1494 号（地））文書等にてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取扱いに関する第 15 報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、これまで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されておりましたが、今般の事務連絡においては、より詳細な例が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 令和 2 年 8 月 27 日 介護保険最新情報 vol. 870

(介 116)  
令和 2 年 8 月 31 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準  
等の臨時的な取扱いについて (第15報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いにつきましては、本年8月19日付(介107)文書にて第14  
報についてご連絡させていただいておりますが、今般、厚生労働省より、  
当該臨時的な取り扱いに関する第15報が発出されましたのでご連絡申し  
上げます。

居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、これまでも、やむ  
を得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、  
減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されておりましたが、今  
般の事務連絡においては、より詳細な例が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市  
区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し  
上げます。

【添付資料】

○令和 2 年 8 月 27 日 介護保険最新情報 vol.870

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所の人員基準等  
の臨時的な取扱いについて（第15報）  
計2枚（本紙を除く）

Vol.870

令和2年8月27日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3936、3979、3996)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡  
令和2年8月27日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等  
の臨時的な取扱いについて（第15報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の別添2（10）③において、被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されているが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、例えば、ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても減算を適用しない取扱いが可能か。

（答）

可能である。

なお、上記の例示によらず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟に取り扱うこととして差し支えない。